

食安協第5号
平成20年3月10日

厚生労働省医薬食品局

食品安全部長

藤崎清道 殿

社団法人 日本輸入食品安全推進協会

会長 垣添直也



「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」の確認結果について

当協会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。
さて、平成20年2月1日付の三府省連名通知について、協会会員宛にアンケート調査を実施し、その結果を下記の通り取りまとめましたので、ご報告致します。

記

1. 「輸入食品を取り扱っている企業の確認内容についての調査票」まとめ 1部 (3枚)
2. 「食品による薬物中毒事案の発生防止策について」調査結果まとめ 1部 (3枚)

以上

平成20年3月10日

食品の薬物中毒事案の発生防止策調査結果まとめ

(社)日本輸入食品安全推進協会

標記について協会会員にアンケート調査を実施した。その結果を以下に要約する。

A:【輸入食品の安全確保のために輸入事業者が現在まで取り組んできたこと】

- 1、現地工場と取り組みを開始(委託)する前に以下のことを実施している。
 - ①工場の品質に対する姿勢、工場設備、管理体制等について調査を行い、その結果一定の水準にあることを事前に確認する。
 - ②遵守すべき製品規格基準書等について文書でお互いに確認する。

* 大部分の事業者が、取引開始前に工場を調査し、採用可能な工場であるかをチェックリストなど様々な方法により確認している。

- 2、工場において、実際に加工・製造が開始されてからは、以下のことを確認している。
 - ①現地検査機関や自社の検査施設により原材料や製品の抜き取り検査を行い、規格基準内であることを確認。また工場に対しても同様の検査結果を求め、規格基準内であることを確認している。
 - ②我が国に製品が到着してからも、抜き取り検査で品質を確認している。
 - ③大部分の事業者は、年1~2回、工場の定期巡回を実施し、品質や管理状況に問題がないか確認している。

- 3、以下のように、現地工場との交流、情報交換を行い、工場の教育や全体のレベルアップを図っている。
 - ①日本人技術者を工場へ派遣、あるいは日本人指導者を現地に常駐させ、現地工場への情報提供、指導を実施。
 - ②現地工場管理者、工場スタッフを日本に招き、各種教育やセミナーを

受講させ、技術・知識・意識レベルの共有化を図っている。

- ③我が国の食品事情、法規制、違反事例等の情報を現地工場に提供し、情報の共有化を図るとともに、違反の防止や改善対策に役立てるようにしている。

*特に食品安全については、現地工場と我が国事業者が各種情報を共有することにより、違反の再発防止や改善対策を推進している。

B :【今回の事案を受けて事業者が緊急的に取り組んだこと】

- 1、自社取り扱いの原材料や製品に、今回問題になった工場の製品が含まれていないか調査確認した。また、当該工場のものでないことが判明した原材料や製品についても、現地あるいは国内の在庫品を検査して、安全性に問題がないことを確認した。
一方、国内流通・商品販売の現場においては、今回問題となった工場の製品を売り場から撤去し、消費者への告知を積極的に行った。
- 2、取引のある現地工場に対して工場の管理体制の総点検を要請、特に工場への入退場管理の強化、薬剤管理の強化を要請した。また、現地工場から国内流通の各段階において、保管も含めて問題がないか再確認を行った。さらに今回、緊急的に現地工場の調査・監査を実施するとともに今回の事案について工場と情報を共有化した。
- 3、消費者からの問い合わせや顧客からの要請に対して、社内に窓口を設けて対応するとともに、自社ホームページ上で安全を確認した旨を告知、情報開示に努めた。

*今回の薬物混入原因が特定されていないが、各社は緊急的に自社の扱い品目の安全確認に傾注したことがうかがわれる。また、消費者や、顧客対応にも意を払い不安解消に努めている。

C :【今後、取り組む必要がある、あるいは予定があること】

- 1、工場の選定基準、監査方法、検査関係等の見直しを図ることにした。特に、これまで見落とされていた、工場の労務管理、薬剤管理の強化

を工場に要請することにした。

- 2、また工場での製品保管から出荷、国内流通の各段階において、品質安全上の問題がないか再確認することにした。さらに、検査関係の一層の強化、加工食品の検査拡大、駐在員の増員・巡回を考えている。
- 3、その他、商品の調達先を中国のみに頼るだけでなく、その他の国からの可能性も含めて検討することも考えている。

D：【今後、実行するための課題、問題】

- 1、従来は、主として衛生対策、異物混入対策に主眼がおかれていたが、今回の事案を受けて、工場の労務管理、薬剤管理にも目を向けてゆくことが緊急課題である。
- 2、今回の事案について原因は特定されていないが、仮に人為的な不正ということになれば、現状では工場がこれを完全に阻止する手段が難しい。したがって、総合的な防御手段の構築を日中双方で至急検討する必要がある。
- 3、今回問題となったメタミドホスはこれまで検査対象に含まれておらず、検査に供する製品選択、検査頻度、検査項目の絞りこみの再検討が緊急課題である。
- 4、食品の安全確保を第一に考えることは当然のことであるが、それに係るコストとリスクの調整を如何に図ってゆくか課題である。

E：考察

今回のアンケートでは、様々な情報が輻輳している中で中国産食品に対する消費者の不信・不安が増大してきていること、これを解消するためには、当局による早急な原因究明と情報開示が待たれることが切望されている。今後、消費者の信頼確保と健全な事業が継続できることを目的に、官民一体となって取り組むことが最重要と考える。

以上

平成 20 年 3 月 10 日

輸入食品を取り扱っている企業の確認内容についての調査票 まとめ

(社)日本輸入食品安全推進協会

1・全回答企業及び集計結果について。

集計〆切(3月10日)時点での回答受理数： 100企業

※ 全質問とも複数回答であるため、質問 A は 100 社を用いて構成比を算出。

質問 B 以降は、回答受理社数から「B 以下が無回答となる“検査機関等”」を差し引いた 91 社を用いて構成比とした。

A 回答企業の輸入食品の取り扱いについて

No	設問	回答数	構成比		
1	輸入食品の取り扱いはない	9	9.0%		
2	輸入食品の取り扱いはあるが、直接自社で輸入することはない。ただし、仕入先に対して管理状況を確認はしていない	1	1.0%		
3	輸入食品の取り扱いはあるが、直接自社で輸入することはない。ただし、仕入先に対して管理状況を確認している	34	34.0%		
4	輸入食品を自社で輸入しており、およそ(※1)社の(※2)工場から輸入している	67	67.0%		
	分類	回答社数(※1)	構成比(67社中の)	回答社数(※2)	構成比(67社中の)
	1~10	22	32.8%	21	31.3%
	11~30	20	29.8%	20	29.8%
	31~50	7	10.4%	7	10.4%
	51~100	6	9.0%	7	10.4%
	101以上	5	7.5%	5	7.5%

- ・半数以上の企業が自社で輸入を行っている。
- ・委託企業数は10社未満が3割強で、約6割が30社未満となっている。

B 主な扱い品目について

No	設問	回答社数	構成比(91社中の)
1	農産品	33	36.3%
2	農産加工品	57	62.6%
3	畜産品	23	25.3%
4	畜産加工品	40	44.0%
5	水産品	21	23.1%
6	水産加工品	32	35.2%
7	冷凍食品	38	41.8%
8	菓子	23	25.3%
9	飲料	26	28.6%
10	器具・容器	9	9.9%
11	乳幼児用おもちゃ	3	3.3%
12	添加物	5	5.5%
13	その他	10	11.0%
	油脂、健康食品、缶詰食品、レトルト食品、大豆たん白、調味料、菓子原料、アルコール飲料		

- ・およそ半数の企業が農産加工品(約6割)、畜産加工品(約4割)、冷凍食品(約4割)を取り扱っており、次に水産加工品、農産品がそれぞれ3割程度。

C1 工場の管理体制について

No	設問	回答社数	構成比
1	最終製品の規格基準が日本の食品衛生法に適合しているか 検査(官能・理化学)等により確認している	83	91.2%
2	製造または加工関係の記録及び関係書類の保管を適切に実施している	72	79.1%
3	薬品(消毒・殺虫剤・消毒剤等)、添加物等を適切に管理している	67	73.6%
4	原材料・包装資材等を適切に管理している	66	72.5%
5	異物混入防止対策等衛生的な環境で加工製造している	74	81.3%
6	その他	10	11.0%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ HACCP、ISO等の管理の仕組みが構築されている 4社 ・ 工場内出入管理をしている 1社 ・ 原料の生産履歴の管理をしている 1社 ・ 契約内容により異なる 1社 ・ 表示について確認している 1社 		
7	特に確認していない	2	2.2%

- ・ 工場の管理体制を未確認の企業はわずかであるが、検査による確認と異物混入防止についての確認が重視されている傾向で、薬剤・添加物・原材料・包材に関する管理体制を確認している企業は若干少なめになっている。
- ・ その他、設問がなかったためと思われるが、外部機関による認証(ISO等)を受けている企業との取引が予想外に少ない。

C2 工場との取り決めについて

No	設問	回答社数	構成比
1	品質や品質スぺックに関する契約書(類するもの)を取り交わしている	85	93.4%
2	専門家等による定期的な現地確認を行って適切に管理されていることを確認している ・年(回程度)	59	64.8%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目により頻度は異なる 4社 ・ 取引開始時に実施、その後は不定期 1社 ・ 2年に1回程度 4社 ・ 年に1回 31社 ・ 年に2回 5社 ・ 年に4回以上 4社 		
3	駐在員を置いて巡回している	26	28.6%
4	今は定期的な現地確認は行っていないが、今後実施を予定している	5	5.5%
5	その他	9	10.0%
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用原材料メーカーの査察を拡大する 2社 ・ 数年に1~2回現地確認している 1社 ・ 新規採用時等不定期に現地を確認している 1社 ・ 契約により異なる 1社 		
6	特に確認していない	2	2.2%

- ・ 委託に際して取り決め事項を確認していない企業はわずかであるが、契約書をかかわしていない企業が5%程度ある。
- ・ ほぼ全ての企業が専門家による現地確認あるいは駐在を置いて確認しており、多くが年1回程度の頻度であるが、最少は(新規契約時のみの現地確認)から最大年4回以上と事業者間の格差が見られる。

C3 流通、保管等の品質確認について

No	設問	回答社数	構成比
1	取引先と連携して関係者で対応している	82	90.1%
2	その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地及び日本側でランダムに検査 1社 ・ 車両温度記録を確認している 1社 ・ 入関後に残留農薬等の自主管理実施 1社 ・ 保管条件を遵守する管理を実施 1社 	8	8.8%
3	特に確認していない	2	2.2%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 流通保管時の品質確認をしていない企業がわずかにあるが、その他の項目の回答と同様に「検査を行う」ことにより品質を確認している。 ・ 関係者間で対応しているとの回答がほとんどであり、あらかじめ業者間で定めた項目を確認するのではなく、事故発生時の対応と思われる。 ・ その他の対応を見ても、着荷後の検査確認であり、現地業者へのフィードバックと内容協議が不足している様に思われる。 			

C4 その他特記すべき確認事項について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地工場の労働状況の確認をしている ・ 使用する原材料、包材メーカーの査察を定常化する
--

総評 最近の食品不祥事や海外での中国産品の品質問題を受けて、消費者の食品の安全に対する感度が急激に高まる一方、輸入食品は急増している実態がある。これを受けて、事業者も必然的に真剣な対応が要求されるので、企業間格差はあるものの、今回の結果を見る限りでは、思いの外現地企業に対するアプローチが実施されていることが判る。

また、設問中の「製造ライン中の薬剤管理(設問 C:1 の③、④)及び製造工場査察(設問 C:2)」についての解答は、予想以上に良好であるが、中国産ギョウザの報道直後のアンケートであるにも関わらず、薬剤混入防止に関しての緊急対応を行う等の回答者は少なく、わずかに「さらに拡大する、あるいは、検討している」等の報告が見られるのみであった。